

## 職業訓練説明会実施要領

## 1. 目的

栃木労働局内において設定している職業能力形成のための職業訓練は、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部（以下「栃木支部」という。）が実施する公共職業訓練・公益財団法人介護労働安定センターが実施する介護労働講習並びに民間機関が実施する求職者支援訓練等があるが、開催時期やカリキュラム内容は様々であり、求職者自らが職業訓練情報を得るための方法として、公共職業安定所窓口における訓練相談や、訓練実施施設が個別に開催する説明会への参加等、希望者個々の情報収集が主となっている。

このため、職業訓練受講を希望する求職者に対し、職業訓練の科目等の情報を効果的に提供するため、募集している時期ごとに訓練実施機関を集め、訓練期間、科目、カリキュラム、施設等の詳細な説明を受ける機会として「職業訓練説明会」（以下「説明会」という。）を実施し、求職者自らが職業訓練への理解を深め、公共職業安定所（以下「安定所」という。）窓口における訓練相談を効果的にし、受講する職業訓練が的確になるようにすることを目的として実施する。

## 2. 内容

説明会の内容は以下のとおりとする。

## (1) 栃木支部との共催

説明会は、栃木支部と共催により実施することとし、栃木支部は県央地区開催会場の提供及び開催日の会場運営を行う。

## (2) 栃木県の後援

説明会は、その趣旨及び参加機関に鑑み、栃木県の後援で実施する。

## (3) 対象者

安定所に求職登録し、職業相談を実施している職業能力形成機会に恵まれなかった求職者であって、その能力を向上させ、キャリア・アップを図り、安定的な雇用を希望している者を対象とする。

対象者の住所を管轄する安定所が対象者との職業相談を実施したうえで、必要であると認めた場合は、2（6）で開催する説明会に何度でも参加できるものとする。

## (4) 対象機関

別添「職業訓練説明会日程表」に記載している開催月に受講生を募集している下記①～④の機関であって、栃木県内で訓練を実施する機関を対象とし、2（7）の開催時期に参加できるものとする。

参加できる地区は、訓練実施場所を管轄する開催地区のみの参加とし、その他の地区への参加は原則認めないこととする。

また、開催当日2（8）①の時間を通して、全て参加しなければならないものとする。

- ① 栃木県（産業技術専門校）
- ② 栃木県が委託している訓練機関
- ③ 公益財団法人介護労働安定センター
- ④ 求職者支援訓練実施機関

（５）開催地区

開催する地区の範囲は以下の安定所管轄地域とする。

① 県央地区

宇都宮所、鹿沼所、真岡所、日光所、那須烏山出張所の管轄地域を範囲とする。

② 県南地区 1

佐野所、足利所の管轄地域を範囲とする。

③ 県南地区 2

栃木所、小山所の管轄地域を範囲とする。

④ 県北地区

矢板所、大田原所、黒磯所の管轄地域を範囲とする。

（６）開催場所及び担当所

開催地区ごとの開催場所及び開催日の担当所は、以下のとおりとする。

① 県央地区

栃木支部会議室等で開催し、宇都宮所を担当所とする。

また、栃木支部も開催日当日の会場担当者とする。

② 県南地区 1

足利所会議室等で開催し、足利所を担当所とする。

③ 県南地区 2

小山所会議室で開催し、小山所を担当所とする。

④ 県北地区

大田原所会議室等で開催し、大田原所を担当所とする。

（７）開催日

別添「職業訓練説明会日程表」のとおりとし、訓練実施機関の募集期間中であって、募集に効果的な時期に開催することとする。また、地区ごとの開催曜日は原則以下のとおりとする。

① 県央地区は木曜日又は金曜日

② 県南地区 1 は月曜日

③ 県南地区 2 は水曜日

④ 県北地区は火曜日

（８）開催内容

① 開催時間

原則として、開催地区①、②、④は午後 13：30～15：30 まで、開催地区③については午前 9：30～11：30 までとするが、各地区の開催月における参加機関数、参加人数等を鑑み、担当所等の意見を考慮しつつ、例えば終了時間の繰

り上げや開催日当日の参加機関が多数の場合、2部構成にする等、労働局において調整・変更することができるものとする。

開催時間を追加・変更する場合は、実施に支障がないよう、栃木労働局職業安定部訓練課（以下「訓練課」という。）は安定所及び各機関の長あてに開催前に事前に通知するものとする。

## ②開催内容

2（7）の開催日に（5）の各地域の（6）の場所で開催することとし、参加する（4）の機関ごとのブースを会場内に設け、（3）の対象者が自由に各ブースで説明を受けられるものとする。

## ③参加機関の遵守事項

参加機関の説明事項については、次のiからxまでを遵守するものとする。

なお、参加機関がこれらに抵触する行為を行ったことにより発生した事項について、栃木労働局は、解決するまで対処させることができることとするとともに、その時以降に開催する説明会への参加を見合わせることもできるものとする。

i 求職者に対して、「訓練受講を検討する場合、事前にハローワークで相談する必要がある。」ことを必ず説明すること。

ii 以下のア～エに掲げる、職業訓練制度の適切な運営上不適当な説明を行わないこと。

ア 職業訓練制度の趣旨に反する説明を行うこと。

・職業訓練制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」を強調する説明を行うこと。）

イ 事実と反するもの、説明不足等により誤解を招く恐れのあるもの。

・「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と説明

・「だれでも受講可能」「受講すればだれでも給付支給」と説明

・「だれでも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と説明

ウ その他

・職業訓練を周知する目的の説明において、訓練実施者の宣伝等、直接訓練に関係のない事項の説明

（不適当な説明の例）

・金銭給付等を条件として案内すること。（他者（訓練実施者以外のすべて。以下同じ。）を介する場合、他者が金銭給付等する場合を含む。）

・他者に受講希望者の紹介や募集（広告の形態をとる場合を含む）を依頼し、対価を支払う旨約すること又は支払うこと。

・訓練実施者等が出した求人に応募した求職者に対して案内すること、受講を条件として訓練実施者等が採用（内定）すると説明すること。

エ その他、職業訓練制度や職業訓練説明会の円滑な運営を妨げる言動・行為を行うこと。

iii 開催時間 10分前には開催会場に到着し、担当所の開始前説明を確認する

こと。

- iv 参加者への説明の際に、個人情報の収集を行うことは原則禁止とする。
- v 開催日当日の出席者は、科目ごとに1名が必ず出席すること。(会場の都合上1科目ごとに2名までとする。)
- vi 説明時間は質問時間を含めて1サイクル 20分程度とし、対象者が多くのブースの説明を受けられるように配慮すること。
- vii 会場にはコンセント等電源設備はないため、電源を使用した機器の使用は行わないこと。
- viii 過去の参加者に好評であったものは、「使用する教材」、「授業風景、実習先、学校外観、周辺施設、その他施設関連の写真」「具体的就職先」「関連資格」「講師紹介」等が挙げられるので参考とすること。  
なお、説明会資料を作成し、必要部数を任意で持参・提供することが可能である。
- ix 当日の運営について、担当所の指示に従うこと。
- x 開催当日の対応した人数等に関し、終了の際、別紙様式1により担当者に報告すること。

### 3. 実施に係る事務処理

#### (1) 開催に係る通知

##### ①対象機関に対する通知

###### i 2. (4) ①～③の実施機関

訓練課から通知する。通知は、開催日程、参加希望日、参加希望地区、参加人数等を記載する内容のものとし、対象機関はその内容を訓練課に別添「職業訓練説明会日程表」に記載している開催月ごとの参加申込提出期限(17:00必着)までに、別紙1「職業訓練説明会参加申込書」により回答するものとする。

なお、参加希望は、実施が確定している科目全てを事前に申込することができるものとする。

(例：8月22日の回答内容に、9月、10月等、未来の日付の委託訓練分も含めて報告して差し支えない。)

###### ii 2. (4) 4の実施機関

求職者支援訓練実施機関に対しては、認定申請を行う際、栃木支部から通知する。

通知は、開催日程、参加希望日、参加希望地域、参加人数等を記載する内容のものとし、対象機関はその内容を訓練課に別添「職業訓練説明会日程表」に記載している開催月ごとの参加申込提出期限(17:00必着)までに、別紙1「職業訓練説明会参加申込書」により回答するものとする。

##### ②参加希望機関への参加可否の通知

訓練課は、開催月ごとの参加機関が確定した時点で、参加を希望した機

関に対して、開催に係るリーフレットに参加機関を記載しメールで送付することより参加可否を通知する。

③安定所への通知

訓練課は別添「職業訓練説明会日程表」に記載している開催月ごとの期日までに、全安定所に開催に係るポスター、リーフレットにより通知する。

④開催安定所と参加機関の連絡

開催安定所と参加機関は必要に応じて連絡調整を行う。

⑤欠席に係る連絡

参加決定された機関が、開催日までに参加できないこととなった場合、遅滞なく訓練課あて連絡しなければならない。

連絡を受けた訓練課は、担当所に連絡の上、周知用リーフ・ポスター等を適宜修正し、欠席である旨を求職者に周知する。

(2) 開催に係る周知

2.(3)の対象者に対する周知は、訓練課で作成するポスター、リーフレットにより、全安定所で実施するものとする。

参加を希望する求職者に対しては、訓練制度に関する職業相談を実施し、参加申込書兼参加証明書を配付したうえで、開催日に持参するよう説明する。

当日参加者に関してはその場で訓練概要を説明し、参加申込書兼参加証明書を配付するとともに、訓練受講申込には要件があり、受講可否を決定するためには安定所で職業相談を実施する必要があることを説明したうえで参加させること。

なお、当日参加した求職者に対して、開催中に参加証明書に開催所の受付印を押印する。

雇用保険受給者は、説明会に参加することが求職活動に当たることを説明すること。

(3) ブースの名札

参加機関の名札は、訓練課で作成し、担当所にメールで送付する。担当所は印刷の上開催日にブースごとに表示する。

(4) 開催日の運営等

開催日の運営は、全安定所の訓練担当職員及び就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を中心として実施し、円滑に進むようにすること。

また、2(6)①県央地区については栃木支部職員も会場担当者となるため、連携を図ること。

さらに、担当所は当日の状況を別紙様式2により訓練課に開催後速やかに報告すること。

(5) 対象者からの参加申し込みの受付

安定所は、参加を希望する対象者が来所したときは、説明会の概要及び訓練制度概要を説明し、適切に誘導を行うこと。

その際、受付での簡単な確認に止まるのではなく、できる限り訓練に関す

る相談となるように誘導することで、その後の訓練への誘導が円滑に実施できるように配慮すること。

#### 4. 実施日

この要領は、平成 25 年 7 月 24 日から実施する。

平成 25 年 7 月 25 日一部改定（3.（1）⑤追加）

平成 25 年 9 月 24 日一部改定（2.（6）①開催時間変更の記述追加）

平成 27 年 2 月 12 日一部改定（2.（1）（2）共催及び後援の追加、参加機関の  
管轄制限廃止に伴う整理）

平成 28 年 2 月 4 日一部改定（2.（7）④開催曜日変更）

平成 29 年 1 月 13 日一部改定（2.（7）開催曜日変更、（8）①開催時間  
変更）

平成 29 年 12 月 27 日一部改定（3.（1）① i 栃木労働局職業安定部地方訓練  
受講者支援室の組織改編に伴う名称変更）

令和 3 年 1 月 25 日一部改正（2.（4）対象機関変更）

令和 5 年 4 月 3 日一部改正（3.（1）① i 栃木労働局職業安定部訓練室の  
組織改編に伴う名称変更）